

## 令和6年4月1日から 充電式電池等の回収方法が変わります!

### 要 旨

令和5年10月、地域の収集ステーションから「埋め立てごみ③類(熱源利用プラスチックごみ)」を回収し運搬する際に、ごみ収集車両から出火する火災事故が発生しました。近年、充電式電池等が他のごみに混入することにより増加しているごみ処理施設・収集車両の火災事故を未然に防止するため、回収方法を見直し、本市でも充電式電池等の回収を始めることにしました。火災事故の未然防止に向けて、市民の皆様に変更して「適切なごみの分別」の徹底にご協力いただくために周知するものです。

### 概 要

- 1 開始日 令和6年4月1日
- 2 回収品目及び回収方法の変更内容(詳細は、別紙のとおり)
  - 充電式電池、モバイルバッテリー
    - 現在⇒ 販売店等の協力店による回収
    - 変更後⇒ 販売店等の協力店による回収に加え、資源回収の日に「黄色いコンテナボックス」へ
  - 充電式小型家電
    - 現在⇒ 充電式電池を本体から取り出し、取り出した充電式電池は販売店等の協力店による回収。本体は、「埋め立てごみ③類(熱源利用プラスチックごみ)」へ
    - 変更後⇒ 充電式電池を本体から取り出せる場合は、上記と同様に処理。取り出せない場合は、そのまま資源回収の日に「黄色いコンテナボックス」へ(又はボックスの横に置く)
  - スマートフォン、タブレット
    - 現在⇒ 販売店等の協力店による回収
    - 変更後⇒ 販売店等の協力店による回収に加え、使用済小型家電回収ボックスへ

### お問い合わせ先

沼津市役所 生活環境部 クリーンセンター管理課  
直通:055-933-0711

# 令和6年4月1日から充電式電池等の回収方法が変わります！

近年、充電式電池等の混入により増加している、ごみ処理施設・収集車両の火災事故を未然に防止するため、回収方法を見直しました。充電式電池等は、安全のためセロテープ等を貼り、両極を覆って絶縁してから出してください。

	回収品目	変更前	変更後
充電式電池・モバイルバッテリー	<p>リチウムイオン電池</p>  <p>ニッケル水素電池</p>  <p>ニカド電池</p>  <p>モバイルバッテリー</p> 	販売店などの協力店による回収	<p>販売店などの協力店による回収に加え、 「資源回収の日」に黄色いコンテナボックスへ</p> 
充電式小型家電	<p>電動ハブラシ</p>  <p>充電式電池内蔵ライト</p>  <p>充電式小型掃除機</p>  <p>充電式電池</p> 	<p>充電式電池を本体から取り出す</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●取り出した充電式電池は、販売店などの協力店による回収</li> <li>●本体は、熱源利用プラスチックごみ③類へ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●取り出した充電式電池は、上記と同様に扱う。本体は、熱源利用プラスチックごみ③類へ</li> <li>●取り出せない場合は、そのまま「資源回収の日」に黄色いコンテナボックスへ(又はボックスの近くに置く)</li> </ul> 
スマートフォン・タブレット	 	販売店などの協力店による回収	<p>販売店などの協力店による回収に加え、 使用済小型家電回収ボックスへ(市役所・図書館・各地区センター等に設置)</p> 